

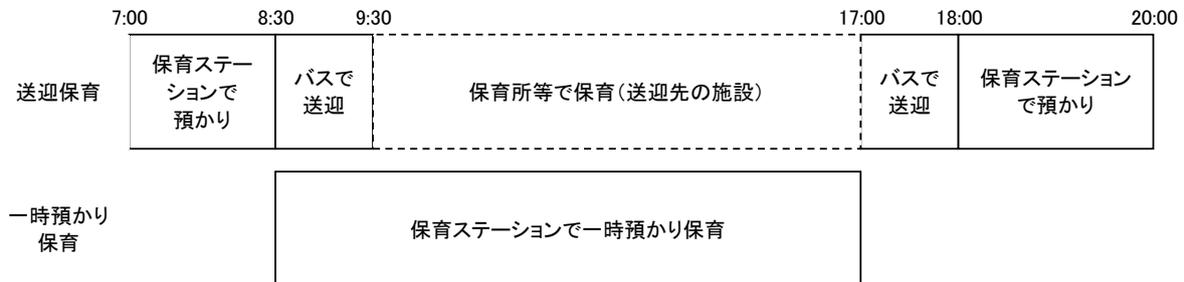
## 川越市保育ステーションにおける送迎保育事業

## ・ 一時預かり事業の見直しについて

## 1 見直しの趣旨

川越市保育ステーションにおいて令和3年7月から実施している送迎保育事業及び一時預かり事業の課題の解決や利用者の利便性の更なる向上を図るため、川越市保育ステーション条例を改正し、送迎保育事業と一時預かり事業を見直そうとするものです。

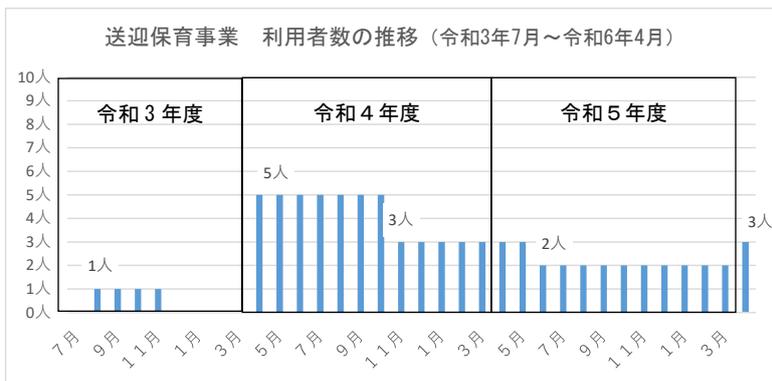
## 【保育ステーションでの1日の流れ（イメージ）】



## (1) 送迎保育事業

「送迎保育事業」は、朝、保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎し、保護者が迎えに来るまで児童を預かっています。この事業は東コースと西コースの2系統で運行していますが、

- ① 児童の多くが通園施設の周辺部に居住しているため送迎保育を利用する必要性が低いこと
- ② 自宅と保育ステーションの場所が離れていることなどから、事業開始から利用者数が低迷しています。



送迎保育用の車両とその車内

## (2) 一時預かり事業

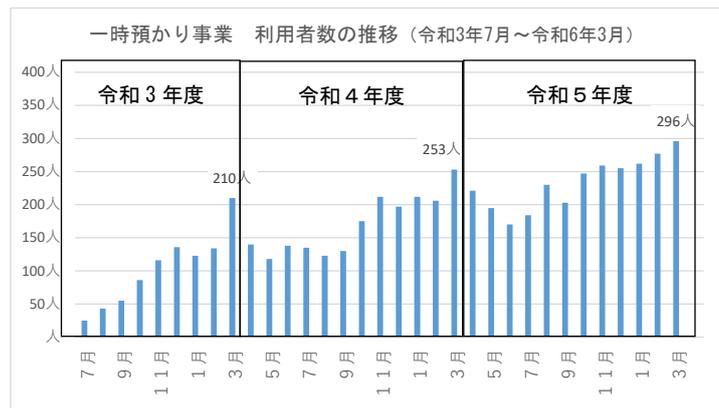
「一時預かり事業」は、生後8か月以上の未就学児を対象とし、就労、通院等の理由により児童を一時的に預かるもので、年末年始を除き毎日午前8時30分から午後5時までの間に児童を預かっています。

保育が困難な理由・内容	一時預かり利用期間	必要書類
就労、求職（面接、説明会など）、職業訓練、就学	週3日まで	就労証明書、面接指示書など
入院、傷病（入院以外）、看護、介護	連続1か月 （1か月利用後は週3日まで）	入院診療計画書、診断書 介護計画書などの写し
出産	産前は通院時。産後は2週間	母子手帳の写し
冠婚葬祭、行事、裁判員制度、通院その他	保育が困難な時間	招待状、通知の写しなど
リフレッシュ（内容問わず）	児童1人につき月1回	申請書のみ

この事業は、低年齢児を中心にニーズが高く利用者数が増加傾向にあります。多様なニーズに対応した一時預かり事業の実施が求められています。



保育ステーション（2階）の様子



## 2 見直しの内容

### (1) 送迎保育事業と一時預かり事業の位置付け

保育ステーションの事業として送迎保育事業と一時預かり事業を条例上位置付けます。

### (2) 利用対象者の見直し

送迎保育事業と一時預かり事業の利用対象を保護者から児童に改めるとともに、この児童の範囲を規則に委任して定めるものとします。

- ① 送迎保育事業の対象児童は、送迎時の安全に配慮した上で、現在の満3歳児以上から満2歳児以上に引き下げる予定です。
- ② 一時預かり事業は現行と同様に生後8か月以上とする予定です。

### (3) 利用手続の見直し

現在の送迎保育事業及び一時預かり事業の利用は、本市が条例に基づき公権力の行使として行う「行政行為（権力的な行政活動）」として位置付けられており、

利用までは「利用申請⇒審査⇒利用決定」という手続を経ているほか、一連の行為を行政不服審査手続の対象としています。

しかし、送迎保育事業は事前登録した児童を指定の保育所等へ送迎するサービスであり、一時預かり事業は事前登録した児童を保育ステーションで預かるというサービスであり、**その実態は公権力を行使して行われる活動というよりは非権力的な行政活動として整理することができます。**

市内の民間保育所（19か所）では、一時預かり事業を実施しています。送迎保育事業は市内の民間保育所では実施していないものの、類似のサービスとして市内の幼稚園では車両を利用した園児の送迎が行われています。

このような状況から、条例上規定している**送迎保育事業と一時預かり事業の利用手続を本市が利用者よりも優越的な立場として行われる「行政行為」としてではなく、本市と利用者が対等な立場においてサービスを提供する「行政契約」として整理することといたします。**このことにより、「利用申請⇒審査⇒利用決定」から「利用申込み⇒審査⇒利用承諾」という手続に変更いたします。

#### (4) 使用料等の見直し（第6条）

##### ① 送迎保育事業

送迎保育事業は、より利用しやすくするとともに保護者の負担軽減を図るため、月額や日額の設定とともに実費徴収金として費用を徴収します。

	区 分	現 行	改正後
月 額	1 月を単位として送迎と預かりを利用する場合	6,000 円 (送迎費用 3,000 円＋ 預かり費用 3,000 円)	3,000 円／月
	2 月を単位として預かりのみ利用する場合（幼稚園バスでの送迎など）	3,000 円 (預かり費用 3,000 円)	1,500 円／月
	3 月を単位として往路又は復路の片道のみ送迎と預かりを利用する場合	設定なし	1,500 円／月
日 額	4 1日を単位として送迎と預かりを利用する場合	設定なし	200 円／日
	5 1日を単位として預かりのみ利用する場合（幼稚園バスでの送迎など）	設定なし	100 円／日
	6 1日を単位として往路又は復路の片道のみ送迎と預かりを利用する場合	設定なし	100 円／日

※ 児童の迎えが午後6時以降となる場合は、軽食代として1日当たり100円を別に保護者負担としています。

## ② 一時預かり事業

一時預かり事業は、現行と同様に公の施設の利用に係る「使用料」として費用を徴収します。

なお、内容を問わず利用できる「リフレッシュによる一時預かり事業の利用」は、1日当たりのリフレッシュ利用定員枠の拡大を図り多様なニーズに対応します。

区 分	現 行	改正後
1 1日を単位として利用する場合	1,500円/日	1,500円/日 (変更なし)
2 1時間月を単位として利用する場合	500円/時間	500円/時間 (変更なし)

※ 1日当たりの昼食代や軽食代として、3歳以上は200円を、3歳未満は300円を別に保護者負担としています。

## (5) その他

送迎保育事業及び一時預かり事業の実施に関し具体的な事項を定めている「川越市保育ステーション条例施行規則」、「川越市保育ステーション事業実施要綱」、「川越市延長保育事業等実施要綱」等に関しても、条例改正に合わせて見直しを行います。

## 3 実施期日

送迎保育事業及び一時預かり事業に係る利用申込手続を除き、令和6年10月1日から実施しようとするものです。

## 4 効 果

利用者のニーズに即した施設運営と利用者の負担軽減を図ることができます。